

(略)

東京都監査委員	山	加	朱	美
同	吉	倉	正	美
同	友	渕	宗	治
同	筆	谷		勇
同	岩	田	喜	美枝

平成 28 年 1 月 14 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補てんの措置等を請求できるものである。

また、請求期間について、法第 242 条第 2 項では、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするにはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

本件請求において請求人は、都教育委員が、平成 25 年 5 月 9 日に移動のために利用したハイヤーは、その利用根拠を欠いていることから、ハイヤー料金の支出（以下「本件支出」という。）は、違法・不当な支出であるとして料金の返還を求めているものと解される。

ところで、本件支出は、平成 25 年 6 月 20 日に支出されていることが認められ、本件請求のあった日は、本件支出があった日からすでに 1 年を経過している。

1 年を経過して本件請求を行ったことについて、請求人は、平成 27 年 7 月 3 日及び同年 10 月 26 日に開示決定された文書を見て初めて知り得たとして、正当な理由があると主張している。

正当な理由の有無については、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（平成14年9月12日最高裁判決同旨）。

相当な期間について、同判決によれば、一般住民において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計行為の存在及び内容を知ることができたというべき日（12月13日）から監査請求のあった日（翌年3月7日）までの期間は、相当な期間内に監査請求をしたものということとはできないとしている。

請求人が提出した事実証明書によれば、請求人が本件支出について知ることができたのは、平成27年7月3日の開示決定文書であることが認められ、この時から請求人が本件請求に至るまでに6か月余を要している。仮に請求人が主張するように、本件支出の根拠について知ることができた同年10月26日であったとしても、本件請求に至るまで80日を要している。このことは、上記判例による判断に照らせば、本件請求は、相当な期間内に行われておらず、正当な理由があるとはいえない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。